



石橋レポ 第36号

発行日:令和2年2月1日(隔月1日発行)



杉浦のつぶやき



皆さん、こんにちは、開発部の杉浦です。2020年の今年は**オリンピックイヤー**ですね。新国立競技場も無事完成し受け入れ態勢も着々と整っているようですが、昨年末になり急遽、**マラソンと競歩の会場が北海道に変更**となりました。コースの設定や人員確保、各方面の調整と、こちらはこれからの準備が急務となり、関係者の方々は大変なご苦労をされていることと思います。一方、これまで準備されてきた東京都の関係者や都民の皆様におかれてましては、大変残念な思いをされているのは想像に難くありません。それぞれの思いはあると思いますが**オリンピックを成功させることは、世界に向けて日本をアピールする絶好の機会**であることに間違いありません。国内では**オリンピック後の景気**を心配する声も多々ありますが、**オリンピックを成功させ日本をアピール**することであれば、**訪日外国人を増やす**ことに繋がります。日本が世界に誇る「**おもてなし**」の文化を最大限発揮し、東京2020オリンピック・パラリンピックを必ず成功へと導かなければなりません。オリンピック・パラリンピック開催まで残り6か月となりました。今こそ日本全体が「**One Team**」になる時ではないでしょうか。

令和2年4月1日より改正相続法がスタートします

<趣旨>

高齢化社会において、**住居の問題**は切実です。そこで、**残された配偶者の居住権を保護**するために、遺産分割が終了するまでの間といった比較的短期間に限りこれを保護する方策(**配偶者短期居住権**)と、配偶者が一定程度長期間その居住建物を使用することができるようにするための方策(**配偶者居住権**)の二つの方策が、今年の4月1日から施行されます。

<配偶者短期居住権>

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの間または相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、引き続き無償でその建物を使用することができますようになります。

<配偶者居住権>

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身または一定期間、配偶者にその使用又は収益を認めることを内容とする法定の権利(**配偶者居住権**)を新設。配偶者は、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者居住権を取得することができますようになります。その他、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできるようになります。



ちょっと一息頭の体操

<答え>

6	5	2	8	9	7	1	4	3
8	7	3	4	1	6	9	5	2
4	9	1	2	3	5	6	8	7
7	1	6	5	8	3	2	9	4
3	8	4	1	2	9	7	6	5
9	2	5	7	6	4	3	1	8
5	3	8	6	7	1	4	2	9
1	4	9	3	5	2	8	7	6
2	6	7	9	4	8	5	3	1

<数独のルール>

- 1、空いているマスに1~9の数字をいれる。
- 2、縦・横の各列及び、太線で囲まれた3×3のブロック内に同じ数字が複数入ってはいけない。

ルールは以上です。簡単ですよね。

でもやってみると意外に難しいですよ。

正解は欄外をご覧ください。

<問36>

		2				1		
			4		6			
4				3				7
7			5	8	3			4
	8						6	
9			7		4			8
5				7				9
			3		2			
		7				5		

● お問い合わせ先

石橋建設興業株式会社

碧南市山神町2丁目72番地

TEL:0566-42-8181

FAX:0566-42-8833

E-mail: ishi1957@oregano.ocn.ne.jp

ホームページ: [石橋建設興業](#) [検索](#)

● 営業内容

- ・土木工事
- ・建築工事
- ・造園工事
- ・舗装工事
- ・重機械の施工
- ・建設用資材の納入販売
- ・宅地建物取引業
- ・アスファルトガラ、コンクリートガラ、建設発生土のリサイクル

第二事業部 開発部 都築一雄(携帯)090-1235-0237 / 杉浦幹夫(携帯)080-2658-3035